

# 重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

## 1 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する事業所（高齢者あんしんセンター）の概要

事業所名	高齢者あんしんセンターくろさわ岩鼻
所在地	高崎市東中里町190-4
介護保険事業所番号	1000200319
管理者名	浅田 革
連絡先	電話：027-388-8116 FAX：027-386-8227
開設日時	月曜から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝日・病院の創立記念日 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
担当地域	岩鼻町、栗崎町、台新田町、東中里町、綿貫町、倉賀野町東

### 【法人の概要】

法人名	医療法人 社団美心会
代表者	理事長 黒澤 功
所在地	高崎市矢中町187
電話番号	027-352-1166

## 2 事業所（高齢者あんしんセンター）の職員体制等（2026年 6月 1日現在）

職 種	人 員
管理者	1名（常勤職員のうちから選任）
保健師 その他これに準ずるもの	1名以上（常勤 1名）
社会福祉士 その他これに準ずるもの	1名以上（常勤 1名）
主任介護支援専門員 その他これに準ずるもの	1名以上（常勤 1名）
認知症地域支援推進員	1名（常勤職員のうちから選任）

### 3 事業の目的、提供方法及び内容

#### (1) 事業の目的

利用者に対し、要介護状態の予防と、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）を作成します。また、介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

#### (2) 事業の提供方法及び内容

- ① 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する相談を受ける場所は、利用者の居宅又は事業所の相談室、その他必要と認められる場所とします。
- ② 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- ③ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるようサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- ④ 利用者及びその家族との面談によりアセスメントを実施し、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定します。
- ⑤ アセスメント結果等を踏まえ、サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間等を記載したケアプランを利用者等と調整し作成します。

ケアプランの内容、利用者負担等について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。また、ケアプランを利用者及びサービス事業者等に交付します。
- ⑥ 利用者は、ケアプランの作成にあたって、事業者に対して複数のサービス事業者等の紹介を求めることができます。
- ⑦ 利用者は、ケアプランの作成にあたって、事業者に対してサービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- ⑧ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、医療サービスとの連携に十分配慮し、利用者が医療サービス等の利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合にはこれに従い、ケアプランを作成し、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。
- ⑨ 事業者は、サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、主治医若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとします。
- ⑩ 事業者は、ケアプランの作成後においても、利用者及びその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、ケアプランの実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じてケアプランの変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ⑪ 前項のケアプランの実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

- ⑫ ケアプランに位置付けた期間のおおよそ中間にあたる月及び終了時に、当該ケアプランの目標の達成状況等について評価します。
- ⑬ 事業者は、障害福祉サービスを利用してきた者が介護予防サービス等を利用する場合には、特定相談支援事業者と密接に連携し、サービスが円滑に提供されるよう連絡調整等を行います。
- ⑭ モニタリングに関して、以下の条件を満たした上で、テレビ電話装置等を利用した対応を可能とします。
- ア：文書により利用者の同意を得ていること
- イ：サービス担当者会議等において次に掲げる事項について主治医、担当者、その他関係者の同意を得ていること
- i 利用者の状態が安定していること
- ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む)
- iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、その他サービス事業者との連携により情報を収集すること
- ウ：少なくとも6か月に1回は利用者宅を訪問すること

■ テレビ電話装置等を利用したモニタリングについて       同意する     同意しない

#### 4 利用者負担金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担金はありません。

- (1) 介護保険料の滞納等がある場合に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを利用したときは、初回加算または委託連携加算算定月 7, 898円、初回加算及び委託連携加算算定月 11, 086円、2ヶ月目以降 4, 699円を事業者にお支払いいただくことがあります。後日、市役所の窓口申請していただくと払い戻しされることがあります。
- (2) 当センターは、介護職員等の処遇改善及び安定したサービスの継続提供を目的として、2026年6月より「介護職員等処遇改善加算」を算定しています。介護予防支援費(または介護予防ケアマネジメント費)と各加算の合計単位数に2.1%を乗じて算出します。
- (3) 介護保険法改正等により利用料金に変更となった場合には、本契約は自動更新されるものとします。

#### 5 虐待への対応

事業者は、虐待の発生またはその再発を予防するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待再発の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じ、虐待又は虐待が疑われる事例を把握した場合には、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認するなどし、市に情報提供するとともに相互に連携し、適切な対応をとります。
- (2) 委員会を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知します。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- (5) 適切に対応・実施するための担当者を設置しています。

虐待防止に関する担当者	浅田 革(管理者)
-------------	-----------

## 6 身体拘束等の適正化

事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

- (1) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為はおこないません。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う際には、本人又は家族に対して、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- (3) 委員会を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知します。
- (4) 身体拘束等適正化のための指針を整備しています。
- (5) 身体拘束等適正化のための研修を定期的実施しています。

## 7 サービスの中止（キャンセル）等

- (1) 利用者がこの介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る訪問等のサービス提供を中止する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。

担当職員： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_

- (2) ケアプランの変更、サービス事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は、3日以上予告期間があれば、契約全体を解約することもできます(契約書第13条)。
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

## 8 入院時における医療機関との連携

利用者又はその家族は、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、次のとおり、事業者の担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝えください。

担当職員： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_

## 9 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先：
緊急連絡先	氏名： 連絡先：

## 10 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

高齢者あんしんセンター 相談・苦情等窓口	電話番号：027-388-8116 FAX 番号：027-386-8227 相談員（責任者）：浅田 革 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土、日、祝日、年 末年始、病院の創立記念日を除く）
-------------------------	---

○行政機関その他の苦情等受付機関は次のとおりです。

高崎市 長寿社会課 地域包括支援担当 福祉施設担当	〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1 TEL：027-321-1319（地域包括支援担当） 027-321-1248（福祉施設担当） FAX：027-326-7387 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土、日、祝日、年 末年始を除く）
高崎市 介護保険課 介護サービス担当	〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1 TEL：027-321-1250（直通） FAX：027-321-1166 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土、日、祝日、年 末年始を除く）
群馬県国民健康保険団体 連合会（国保連） 介護保険課（苦情専用） （介護予防支援について）	〒371-0846 前橋市元総社町 335 番地 8 TEL：027-290-1323（直通） 受付時間：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（土、日、祝日、年末年 始を除く）

## 11 ハラスメント防止対策について

センターは、指定介護予防支援及び地域支援事業が適切に運営できる環境を確保するとともに、働く職員の安全を確保し、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的に、次の措置を講じます。

- （1）委員会を定期的を開催するとともに、その結果を職員に周知します。
- （2）ハラスメント防止のための指針を整備しています。
- （3）ハラスメント防止のための研修を定期的実施しています。
- （4）ハラスメント行為が利用者やその家族から職員に対してあった場合、関係機関への相談・報告や解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。
- （5）適切に対応するため、法人内に責任者を選定してます。

ハラスメントに関する法人責任者	大森 重宏(黒沢病院・医師)
-----------------	----------------

## 12 業務継続計画・感染症まん延予防対策について

感染症や非常災害の発生において、早期に適切な対策がとれるよう、必要な体制、計画を整備しています。

- （1）研修及び訓練を定期的を開催いたします。
- （2）計画や体制は定期的に見直し、必要に応じて変更を行います。

## 1.3 第三者評価等の実施状況

法人として、下記の第三者評価を受けております。なお、最新の受審年月日はホームページを確認ください。

評価者	受審年月日
一般社団法人 日本能率協会 ISO9001	2025年10月9日
一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 プライバシーマーク	2025年5月8日

## 1.4 同意の確認方法について

この重要事項説明書の内容及び契約書等の同意については、利用者、代理人、または立会人の署名にて同意されたものとします。

## 【 説明確認欄 】

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し、  
交付しました。

事業者 医療法人社団美心会 黒沢病院

事業所 (1000200319) 高齢者あんしんセンターくろさわ岩鼻

説明者

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、  
同意し受領しました。

利用者 氏 名

代理人又は立会人

氏 名